

「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」重要事項説明書

当「小山市地域包括支援センター間々田」では、ご契約者に対して、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。

この重要事項説明書は、包括支援センターの概要や介護予防支援として提供するサービスの内容、契約上の注意すべき事項を説明するものです。

※ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

要支援認定者やその家族の希望をお伺いし、介護予防サービスを適正に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)を作成いたします。

また、介護予防に係る各種相談を受け、利用者が安心して暮らせるよう支援するサービスです。

1. 当包括支援センターの概要

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 小山市地域包括支援センター間々田 |
| (2) 所在地 | 小山市大字間々田1960番地1 (小山市間々田市民交流センター内) |
| (3) 電話番号 | 0285-41-2071 |
| (4) 代表者の氏名 | 社会福祉法人 厚生会 理事長 猪瀬 尚孝 |
| (5) 指定年月日 | 平成18年 4月 1日 |
| (6) 事業所番号 | 0900800053 |

2. 事業実施の営業時間

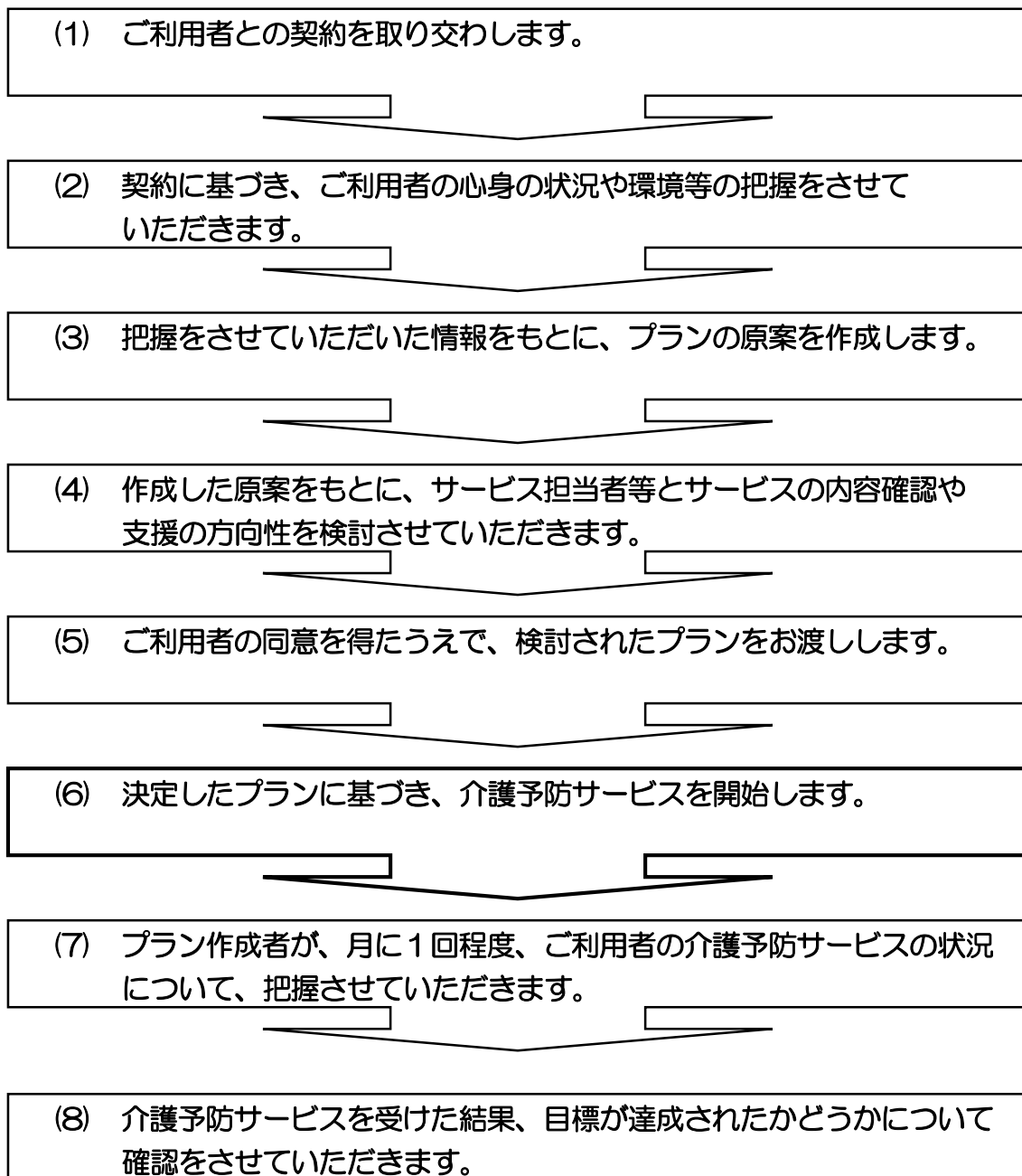
- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 営業日及び営業時間 | |
| 営業日 | 月～金 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く。) |
| 受付時間 | 月～金 8時30分～17時15分 |

3. 職員の体制

包括支援センターでは、ご契約者に対して指定介護予防支援を提供する職員(以下「計画作成者」という。)として以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 保健師等
- (2) 主任ケアマネジャー
- (3) 社会福祉士

4. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの流れと内容



その他の事項

- ※ 要支援認定の更新認定のときには、必要な援助を行います。
- ※ プランに変更が必要な状態が生じた場合は、その変更を行います。

5. 介護予防サービス・支援計画書作成料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する介護予防サービス・支援計画書作成料金(契約書第3～5条、第9条参照)については、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者が介護保険料を滞納している場合は、その限りではありません。

6. その他注意すべき事項

(1)利用者の主体的な参加

- ①介護予防サービス計画の作成にあたって利用者から計画作成者に対して複数の指定予防サービス事業所の紹介を求めることができる。
- ②介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス事業所の選定理由の説明を求めることが可能で有る。

(2)計画作成者の交替について(契約書第7条参照)

① 包括支援センターからの計画作成者の交替

包括支援センターの都合により、計画作成者を交替することがあります。

計画作成者を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

ご契約者が計画作成者の交替を希望する場合には、当該計画作成者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、包括支援センターに対して計画作成者の交替を申し出ることができます。

但し、ご契約者から特定の計画作成者の指名はできません。

(3)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部委託(契約書第8条参照)

包括支援センターは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部について、包括支援センターが委託する指定居宅介護支援事業者(以下「事業者」という。)にご契約者の同意を得て委託することができます。

その場合ご契約者は、同意の証として 小山市に介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を提出していただきます。

①委託する業務内容

ア)介護予防サービス・支援計画書画の作成

イ)介護予防サービス・支援計画書の実施状況の把握

ウ)介護予防サービス・支援計画書の変更

②委託する事業者

包括支援センターが委託した事業者から、ご契約者のご希望により選択することができます。

但し、事業者の事情によりご希望に添えない場合もあります。なお、包括支援センターが委託する事業者は別紙のとおりです。

③ご契約者による委託事業者の変更

ご契約者は、包括支援センターが委託した事業者と別の事業者の利用を希望する場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書により変更することができます。

④包括支援センターによる委託事業者の変更

包括支援センターは、必要に応じ事業者を交替することができます。

但し、その場合はご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(4)医療と介護の連携

ご契約者、ご家族等は、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を、入院先医療機関に提供するものとします。

(5)個別ケア会議の開催について

ご契約者の皆様が、住みなれた地域で自立した生活ができるように、自治会長をはじめ、地域の方々や多職種・行政等の会議を開くことがあります。介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書、第12条に則り守秘義務は守ります。

7. 苦情の受付について(契約書第18条参照)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご契約者等からの苦情やご相談につきましては、以下の専用窓口で受け付けます。

- ①受 付 小山市地域包括支援センター間々田
住 所 小山市大字間々田1960番地1(小山市間々田市民交流センター内)
電 話 0285-41-2071
- ②受 付 小山市役所高齢生きがい課 地域支援係
住 所 小山市中央町1丁目1番1号
電 話 0285-22-9616
- ③受 付 栃木県国民健康保険団体連合会
住 所 宇都宮市本町3番9号(栃木県本町合同ビル 6 階)

電 話 028-622-7242

※ 受付時間 毎週 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝祭日、12月29日～1月3日を除く。)

以上、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

小山市地域包括支援センター間々田

説明者 職名・氏 名

()

私は、本書面に基づいて小山市地域包括支援センター間々田から、重要事項の説明
を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住 所 小山市

氏 名

代筆者 住 所

氏 名

(契約者との関係:)